

新規認定安全性優良事業所表彰における

宮城県トラック協会長表彰の取扱規程

第1条 新規認定安全性優良事業所宮城県トラック協会長表彰の取扱規程は、次条以下のとおりとする。

第2条 表彰を受けることができる事業所は、以下の各号の基準を満たしている事業所であることとする。

- 1. 宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う直近の通常巡回指導における総合評価がA分類（「否」がなく調査した項目全てが「適」の場合）で尚且つ安全性優良事業所認定評価点数の合計点が101点満点であること。**
- 2. 表彰日の直前3年間について、第一当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。）又は第一当事者と推定される事故を惹起していない事業所であること。**
- 3. 表彰日の直前1年間について、運輸支局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所であること。**

第3条 この規程に係る必要な提出書類等は、別に定めるものとする。

- 1. 無事故である旨の宣誓書（第1号様式）**
- 2. 行政処分を受けていない旨の宣誓書（第2号様式）**

第4条 新規認定安全性優良事業所表彰における宮城県トラック協会長表彰日は安全性優良事業所認定通知日以後当該年度内とする。

第5条 この表彰に係る基準日は、第2条第2号又は第3号に掲げる事項を除き、当該表彰の行われる当該年度とする。

- 2 前項の基準日から表彰日までの間に、第2条第2号又は第3号に該当しないこ**

ととなった場合、又は該当しないこととなるおそれが生じた場合は、表彰を行わないものとする。

附則

1. この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度に実施する表彰から適用する。
2. 表彰制度にかかる事業所は宮城県トラック協会会員事業所とする。
3. 表彰にともない記念品を贈呈する。

記念品としてGマークステッカー及び認証ケースとする。

尚、Gマークステッカーは保有台数1両1枚の枚数とし上限15枚、又認証ケースは1ケースとする。

2017年 6月8日制定
2017年12月1日附則追加
2020年6月25日一部改定